

第4回亘理町農業委員会総会会議録

1. 会議の日時 令和3年4月26日(月)午後1時30分から午後2時57分

2. 会議の場所 亘理町役場2階大会議室

3. 出席者

(1) 農業委員(14名)

1番	加藤正純	2番	鈴木周吾	3番	遠藤圭一
5番	日下昭一	6番	佐藤利洋	7番	安住政男
8番	齋藤桂子	9番	丸子清	10番	菊池淑郎
11番	安住郁子	12番	齋精一	13番	浅川文義
14番	片平洋之	15番	伊藤富敏		

4. 欠席者

(1) 農業委員(1名)

4番 渡邊喜徳

5. 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

日程第3 第2号議案 農地転用事業計画変更承認申請書審議について

日程第4 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請書審議について

日程第5 第4号議案 非農地証明願いについて

日程第6 第5号議案 令和3年度第1号亘理町農用地利用集積計画(案)
について

日程第7 第6号議案 亘理農業振興地域整備計画の変更について

6. 事務局

事務局長 山田勝徳、主事 高橋大輔

定刻となり、会長あいさつ後、事務局長より出席委員数による総会成立の報告に続き、会議規則第6条の規定により会長が議長となり、開会を宣告する。

議長 それではただいまより、第4回亙理町農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の会議は、新型コロナウイルス感染症対策のため、先月に引き続き推進委員の招集を見合わせております。出席者は農業委員のみとなっておりますのでご了承願います。
まず、経過報告について事務局よりお願いします。

事務局長 (経過報告書朗読により説明)

議長 次回の総会までの日程については、5月19日に亙理と逢隈で地区委員会、5月20日に荒浜と吉田で地区委員会をそれぞれ予定しております。総会は5月27日の予定でございます。なお、本日の欠席者については、4番、渡邊喜徳委員より欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。

それでは、審議に入ります。日程第1、議事録署名委員の指名ですが、亙理町農業委員会総会会議規則第20条の規定により、議事録署名委員は議長が指名することになっておりますので、7番、安住政男委員、8番、齋藤桂子委員を指名いたします。

日程第2。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請書審議についてを議題とします。担当の地区委員会より説明をいただき、採決することといたします。それでは、亙理地区委員会より説明をお願いします。

2番 (順位1番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。第1号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。なお、ご発言の際は挙手のうえ、議席番号を申し上げて頂くようお願いします。

(発言なし)

議長 ご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

議長 なければ第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の案件について採決いたします。順位1番の採決を行います。順位1番について許可する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

- 議 長 異議なしと認めます。第1号議案の順位1番については、許可することに決定します。以上で第1号議案の審議を終了いたします。
- 日程第3、第2号議案、農地転用事業計画変更承認申請書審議についてを議題とします。担当の地区委員会より説明を頂き、採決することといたします。それでは逢隈地区委員会より説明をお願いします。
- 10番 (順位1番から順位2番について議案書に基づき概要説明)
- 議 長 ありがとうございます。第2号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。
- (発言なし)
- 議 長 なければ第2号議案、農地転用事業計画変更承認申請書審議の案件について採決いたします。なお、順位1番と順位2番は、場所、変更理由、変更後の転用計画がほぼ同じであり、一体性がありますので、一括して採決してよろしいかお諮りします。このことにご異議ありませんか。
- (異議なしの声)
- 議 長 異議がないようですので、一括して採決することといたします。順位1番及び順位2番について許可相当とする事にご異議ありませんか。
- (異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。第2号議案の順位1番及び順位2番については、許可相当とすることに決定します。
- 日程第4、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題とします。担当の各地区委員会より一括して説明を頂き、案件ごとに採決することといたします。それでは、亘理地区委員会より説明をお願いします。
- 高橋主事 その前に、補足いたします。
- 議 長 どうぞ。
- 高橋主事 第3号議案の順位5番については、地区委員会のヒアリングに譲受人が出席できなかったため、来月に持ち越しとなりますので、今回の審議より省くことといたします。
- 議 長 順位5番については、来月の審議案件とします。それでは亘理地区委員会より説明をお願いします。
- 2番 (順位1番から順位番について議案書朗読及び補足説明)
- 議 長 ありがとうございます。続いて荒浜地区委員会より説明をお願いし

ます。

5 番 (順位 6 番について議案書朗読及び補足説明)

議長 賃借料を教えてください。

高橋主事 10 a 当たり年 5 万 3, 000 円、総額年 10 万円となります。期間は 21 年間です。

議長 ありがとうございます。続いて吉田地区委員会より説明をお願いします。

14 番 (順位 7 番から順位 9 番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。続いて逢隈地区委員会より説明をお願いします。

10 番 (順位 10 番から順位 12 番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。第 3 号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

14 番 順位 10 番と 11 番の転用許可はかなり前のものですが、その時の転用理由は同じですか。

高橋主事 変更前の計画は借家を建築するものでしたが、実施に至らず、農地のままになっていたものです。

議長 よろしいですか。

14 番 解りました。

議長 ほかにご質問、ご意見はありませんか。

(発言なし)

議長 なければ第 3 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請関係の案件について採決いたします。まず、順位 1 番の採決を行います。順位 1 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 1 番については、許可相当とすることに決定します。

次に、順位 2 番の採決を行います。順位 2 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 2 番については、許可相当とすることに決定します。

次に、順位 3 番の採決を行います。順位 3 番について許可相当する事

にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 3 番については、許可相当とすることに決定します。
次に、順位 4 番の採決を行います。順位 4 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 4 番については、許可相当とすることに決定します。
次に、順位 6 番の採決を行います。順位 6 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 6 番については、許可相当とすることに決定します。
次に、順位 7 番の採決を行います。順位 7 番について許可相当する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 7 番については、許可相当とすることに決定します。
次に、順位 8 番の採決を行います。順位 8 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 8 番については、許可相当とすることに決定します。
次に、順位 9 番の採決を行います。順位 9 番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 3 号議案の順位 9 番については、許可相当とすることに決定します。
次に、順位 10 番と順位 11 番については、第 2 号議案の案件と関連するものです。これらは一体性がありますので一括して採決してよろしいかお諮りします。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議 長 異議がないようなので、第3号議案の順位10番および順位11番については、一括して採決します。順位10番と順位11番について許可相当する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第3号議案の順位10番及び順位11番については、許可相当とすることに決定します。
次に、順位12番の採決を行います。順位12番について許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第3号議案の順位12番については、許可相当とすることに決定します。以上で第3号議案の審議を終了いたします。
日程第5、第4号議案、非農地証明願いについてを議題とします。担当の地区委員会より説明をいただき、採決することといたします。それでは、吉田地区委員会より説明をお願いします。

14番 (順位1番について議案書朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。第4号議案について説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

議 長 ご質問はないでしょうか。

(発言なし)

議 長 なければ、第4号議案、非農地証明願いについて、採決いたします。順位1番について承認する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第4号議案の順位1番については、承認することに決定します。以上で第4号議案の審議を終了いたします。
日程第6、第5号議案、令和3年度第1号亘理町農用地利用集積計画案についてを議題とします。事務局より説明願います。

高橋主事 (議案書朗読及び補足説明)

議 長 第5号議案について説明が終わりましたが、ご質問等はございませんか。

(発言なし)

議 長 なければ採決に移ります。第5号議案、令和3年度第1号亘理町農用地利用集積計画案については、原案のとおり承認する事に異議ありま

せんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 5 号議案、令和 3 年度第 1 号亶理町農用地利用集積計画案については、原案どおり承認する事に決定いたします。日程第 7、第 6 号議案、亶理農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。事務局より説明願います。

高橋主事 第 6 号議案、亶理農業振興地域整備計画の変更について説明します。亶理農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、亶理町長から諮問がありましたので、当委員会の意見を決定するため、審議するものです。変更内容は、農用地区域から原野約 9.5 a を除外するものです。除外する土地は(長瀬字新海岸地内)。面積は 2 筆合わせて 952 m²です。場所は、鳥の海湾南岸になりますが、この土地は 2 月に非農地証明願いのあった箇所、現状が原野化していることから、非農地証明が承認されたものです。その後地目を原野とする変更登記が完了し、地目上も非農地となっております。今回、(事業計画者)及び土地所有者より、隣接する宅地と併せて所有権移転し資材置場として使用するため、農振農用地区域除外の申出がありましたが、このことに係る町の判断は、農振計画について農振計画上の問題は無く、利用集積にも支障ないものとして、町長から農業委員会に意見を求められたものです。説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 第 6 号議案について説明が終わりました。ご質問等はありませんか。

(発言なし)

議 長 なければ採決に移ります。第 6 号議案、亶理農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり承認する事に異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。第 6 号議案、亶理農業振興地域整備計画の変更については、原案どおり承認する事に決定いたします。以上で議案審議は終了いたします。

その他に入ります。委員の皆様から何かありませんか。

(発言なし)

議 長 なければ、事務局よりお願いします。

事務局長 事務局から報告事項 1 件、協議事項 2 件、事務連絡が 1 件ございます。

以下、事務局より農業経営改善計画認定農家について説明があった。その他、委員を構成員とする親睦団体の運営方法に係る協議及び研修等の行事予定について事務連絡の後、会長が閉会を宣言し、14番、職務代理者片平洋之委員が閉会の挨拶をして終了する。

閉会午後2時57分